

にほんばし

かわら版

「鉄砲洲稲荷橋湊神社」
てつぱうすいなりばし みなとじんじや

鉄砲の試射地が名前の由来の鉄砲洲。赤い塀の湊神社（湊稲荷）は江戸の入口を守る水運の要として人々の信仰を集めたという。手前に千石船の帆柱、遠方に富士山、川沿いには白壁の蔵が連なる風景。上方からの「下りもの」の廻船が行き交う江戸湊の賑わいが描かれている。



広重「名所江戸百景」共同通信刊

日本橋法人会における インボイス制度の取り扱いについて

公益社団法人日本橋法人会は、消費税法上の免税事業者に該当するため、インボイス制度に係わる**適格請求書発行事業者の登録は行っていません。**

当会へお納めになられた会費等の取り扱いについては、以下の通りとなりますので、ご了承をお願いいたします。

消費税の取り扱いの詳細につきましては、管轄の税務署にお問い合わせください。

- ・通常期費 課税対象外
- ・研修等の都度お納めになる参加費等 課税対象(仕入れ税額控除不可※))

※なお、インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入れ税額相当額の一定割合を仕入れ税額として控除できる経過措置が設けられています。

- 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの参加費等 ・・・ 80%控除可能
- 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの参加費等 ・・・ 50%控除可能

目 次

署長着任の挨拶	日本橋税務署長 松崎 和巳	3
署長退任の挨拶	前日本橋税務署長 井上 博之	3
副署長挨拶	日本橋税務署副署長 永吉 克也	4
副署長着任の挨拶	日本橋税務署副署長 青木 友和	4
法人課税第一部門統括官着任の挨拶	法人課税第一部門統括官 保坂 津義	4
特別企画	松崎和巳新署長に聴く～日本橋税務署 新署長インタビュー	5
	にほんばしうまいものめぐり「日本橋いづもや」	9
	第53回名橋「日本橋」橋洗い開催	10
	日本橋法人会報が電子書籍でもお読みいただけます！	11
	「にほんばしかわら版」新春号 名刺広告大募集！	12
	日本橋税務署からのお知らせ	13
	中央都税事務所からのお知らせ	14
	中央区税務課からのお知らせ	15
	税金クイズ	16
	日本橋税務署新旧幹部職員名簿	17
	法人会今後の予定・編集後記	18



署長着任の挨拶

日本橋税務署長 松崎 和巳



仲秋の候、公益社団法人日本橋法人会の会員の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で日本橋税務署長を拝命いたしました松崎です。東京国税局総務部税務相談室長から転任してまいりました。前任の井上署長同様、よろしくお願い申し上げます。

五街道の起点、交通・物流の要所として、商業・経済・文化の中心地となり、今なお発展・進化を続けている歴史と伝統と魅力にあふれたこの日本橋で、署長として税務行政に携わることができますことは、大変光栄であり、また、とても身の引き締まる思いです。

貴会におかれましては、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした様々な公益活動を活発に展開され、会員

企業並びに地域社会の健全な発展に大きな役割を果たされておられます。三田会長をはじめとする役員並びに会員の皆様方の御尽力に対しまして、税務行政に携わる私どもといたしましても、大変心強く感じるとともに、深く敬意を表する次第であります。

国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、事業者のデジタル化の促進など社会全体のDX推進への貢献を図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んできております。

また、法人税ALL e-Tax、納税証明書オンライン申請などの申告・申請手続におけるe-Tax利用、さらには国税納付手続におけるキャッシュレス納付の利用率向上に向けた取組等につきまして、税務署

といたしましては各種制度の周知・広報にこれまで以上に力を入れてまいり所存ではございますが、これらの施策を着実かつ円滑に進めていくためには、貴会の御理解、御協力なしにはなし得ません。

引き続き、あらゆる機会を通じて、幅広い課題について協議・意見交換を行いながら、皆様とともに税務行政を円滑に進めてまいりたいと思っておりますので、より一層の御支援とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人日本橋法人会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝、並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

署長退任の挨拶

前日本橋税務署長 井上 博之



初秋の候、公益社団法人日本橋法人会の会員の皆様におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動をもちまして日本橋税務署長を退任し、あわせて税務の職場を退職いたしました。昨年7月に日本橋税務署に着任して以来、三田会長をはじめ日本橋法人会の役員並びに会員の皆様から、格別の御支援と御協力を賜り、また平尾事務局長をはじめとする事務局の皆様からのサポートもいただき、無事に職務を全うすることができました。厚く御礼を申し上げます。

税務職員最後の年に、歴史と伝統が息づくこの日本橋の地に勤務し、誇りと愛着をもって地域に根付いた活動を活発に展

開されておられる日本橋法人会の皆様と、少なからぬ意見交換や懇親の機会を得ることができましたことは、私にとってこの上ない光栄であり、これまでの公務員人生において、最も思い出深い一年となりました。

在任中は、デジタル化促進、インボイス制度の定着や定額減税制度の円滑な実施等、税務署が取り組む喫緊の課題について、説明会や研修会の開催、広報活動の展開など、平素大変お忙しい中、法人会の皆様から様々な形で数多くの御支援をいただき、税務行政の円滑な執行のために欠かすことができない法人会の役割の大きさを改めて認識いたしました。

日本橋法人会の皆様から賜った御厚情

に、改めて感謝申し上げますとともに、松崎署長をはじめ日本橋税務署の新体制のメンバーに対して変わらぬ御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

私事で恐縮ですが、私は今後、中央区観光協会のブログなどを通じて、今回の勤務を機に魅了された日本橋地域を中心に、中央区の魅力をできる限り発信していく所存です。

結びに当たりまして、日本橋法人会のみならずの御発展と会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心から祈念いたしまして退任の挨拶とさせていただきます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

副署長挨拶

日本橋税務署副署長 永吉 克也



公益社団法人日本橋法人会の会員の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、貴会におかれましては、平素より税務行政に深い御理解と格別の御協力を賜っており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

日本橋税務署の副署長としては2年目となりますが、これから1年間よろしくお願いいたします。

日本橋法人会の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、数多くの研修会や講演会等を積極的に開催され、活発な公益活動を展開されており、また、会員企業に対してのみならず、地域社会の健全な御発展に貢献されております。

今後も、三田会長を中心に益々魅力ある公益活動を展開されますよう御期待申し上げます。

また、国税当局におきましては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、各種申告・申請におけるe-Tax利用、国税納付手続におけるキャッシュレス納付の利用促進

をお願いしているところでございます。特に日本橋税務署におきましては、ALL e-Tax、源泉所得税のキャッシュレス納付、納税証明のオンライン請求の利用率向上につきまして、重点的に取り組んでいく所存でございます。何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、公益社団法人日本橋法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

副署長着任の挨拶

日本橋税務署副署長 青木 友和



仲秋の候、公益社団法人日本橋法人会の会員の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、貴会におかれましては、日頃から深い御理解と格別の御協力を賜っており、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

この度の人事異動により関東信越国税局法人課税課の課長補佐から転任して参りました青木と申します。前任の西同様、1年間よろしくお願いいたします。

全国に伸びる主要国道の起点であ

り、老舗と言われる有名店舗も数多く立ち並ぶ、江戸時代から今日まで経済・商業の中心地であるこの日本橋で勤務できることに大きな喜びを感じております。

先日も「日本橋橋洗い」に参加させていただき、皆様の「日本橋」への熱い想いと、地域の方々の一体感を感じることができました。

さて、国税当局においては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、法人税申告に係るALL e-Tax（財務諸表

や勘定科目内訳明細書等の添付書類を含めたe-Tax）のほか、納付機会の多い源泉所得税に係るキャッシュレス納付の推進等を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人日本橋法人会の益々の御発展と会員の皆様方の御健勝を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

法人課税第1部門統括官着任の挨拶

日本橋税務署法人課税第一部門統括官 保坂 津義



この度の人事異動により、成田税務署から参りました保坂でございます。前任の櫻井統括官同様よろしくお願いいたします。

私どもは、様々な会合並びに委員会活動等を通じて法人会会員の皆様

の御意見・御要望等を十分に拝聴し、できる限り御支援をさせていただき所存でございます。今後とも、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆になりましたが、公益社団法人

日本橋法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の更なる御繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

特別企画

松崎和巳新署長に聴く

インタビュアー：宮城 邦弘 広報担当副会長 ナビゲーター：飯田 永介 広報委員長

この度、7月のご異動で日本橋税務署長にご着任された松崎和巳新署長に
宮城広報担当副会長と飯田広報委員長がお話を伺いました。



松崎和巳署長

出身と幼少期や学生時代の思い出などお聞かせ頂けますでしょうか。

出身は、鹿児島県鹿児島市です。東京国税局に入局するまで、鹿児島市の実家で暮らしておりました。その鹿児島では、昨年10月に法人会全国大会が開催されたと伺っております。

折角の機会でありますので、観光大使ではありませんが、少々鹿児島（特に鹿児島市）をPRさせていただきたいと思っております。

まずは、わが故郷、鹿児島のシンボルでもある雄大な『桜島』、今なお噴火を続けている桜島について、触れさせていただきます。

高さは、1,117メートル、周囲は、約52キロです。高校時代は、桜島一周遠行（走ったり、歩いたりして桜島を約一周する）という行事がありました。

特産品は、世界一大きい大根「桜島大根」、世界一小さいみかん「桜島小みかん」、ビワなどです。大正3年の噴火で大隅半島と陸続きになりました。鹿児島市からは、フェリーで約15分（約4キロ）です（帰省時に墓参りする際にフェリーに乗っています。フェリーの中で食べる「やぶ金」のうどんが名物です。）。

桜島の降灰時に備え、市役所から家庭には「克灰袋（こくはいぶくろ）」と呼ばれる黄



色い袋が無償で配布され、降灰を克灰袋に入れて、指定置き場に置くと回収してくれます。

また、天気予報では、桜島上空の風向きを教えてください。お墓には、灰よけの屋根がついています。

桜島は、故郷の安心感・安堵感を与えてくれますし、パワーをもらっている感じがしています。

桜島に関する名言をひとつ、

「わが胸の 燃ゆる思ひに くらぶれば
煙はうすし 桜島山」

(作者：平野国臣)

それから、桜島の対岸にあり、桜島と錦江湾（鹿児島湾）を望める『仙巖園』（磯庭園）も観光名所です。両棒餅（ちゃんぼもち：2本の串にささった一口大のお餅）は、絶品です。

仙巖園の近くには、2015年に登録された世界文化遺産のひとつ「旧集成館」もあります。

もう少しだけ鹿児島のことをお話ししますと、ラーメン（大体、とんこつラーメンです）の付け合わせは、大根の漬物です（ほとんどのラーメン屋には、大根の漬物が置いてあります）。

また、黒豚、黒牛、黒酢、黒焼酎、黒砂糖、黒じょか（焼酎用の陶磁器の土瓶）、と黒に力を入れておりますが、私は腹黒くはありませんので、安心してください。

小さい頃は、外で遊ぶことが好きだったと思います。小中学校では、ソフトボールや野球などの球技に興味を持って励み、高校は、ハンドボール部に所属しておりました。

また、休日には、父と叔父や友人たちと魚釣りによく出かけておりました。錦江湾での魚釣りです。

学生時代は、鹿児島市の百貨店の地下の食

料品売り場で、さつま揚げや漬物やおこわなどを販売するアルバイトをしたりもしておりました。

卒業後、税務の道を歩まれてきたわけですが、今までどのような仕事（税務署における職等）をされてきたのか、また、職務に当たって心がけていることなどございましたらお聞かせください。

鹿児島を出て、3か月間の研修後、最初に配属されたのが港区の麻布税務署でした。

田舎者の私にとっては、六本木や赤坂、青山、麻布など、当時マハラジャなどもあって、とても魅力的で刺激的なところでした。調査では、アパレル関係や雑貨販売、不動産業などの法人の調査を行っておりました。仕事はもちろんのこと、公私ともに土日や昼夜を問わず、先輩方から熱く優しく教えていただきました。職務に取り組む姿勢や態度、他者との接し方や後輩の指導、気概や気遣いなどいろいろと勉強させていただき、私の礎となっております。

麻布税務署に4年間勤務し、次の配属先は、神奈川県相模原税務署でした。法人1部門の指導担当ということで、この時初めて法人会の担当を経験させていただきました。法人会の役員の方や会員の方、事務局の方に大変お世話になりました。各種研修会、各委員会、各部会、地域での様々な活動やイベントなどにも積極的に参加させていただきました。

相模原税務署の次に、板橋税務署の総務課会計係に配属となり、その後、会計関係事務に長く従事させていただくこととなりました。税務署の会計係から国税局の会計課勤務となり、会計課の係長、監査官、課長補佐、課長などを経験させていただきました。

会計課では、限られた予算の適正かつ効果的な執行に配意しながら、国税局や税務署の事務運営に支障が生じることのないよう、また、予算の査定や調整等に当たっては、適切性や公平性、事務の効率化や省力化に資するか等を検討して、予算案の策定や調整を行ったり、入札や支払い、監査、庁舎・設備の設置や修繕等に関する事務などにも従事しておりました。

国税局・税務署での官房事務を通じて、他局や他署、局内の各部課（室）や署内の各部



宮城 邦弘 広報担当副会長

門の職員とのつながりができたことが大変ありがたかったですし、その大切さを実感し、今もいろいろと助けてもらったり、支えてもらったりしています。

そのほか、税務大学の総合教育部の法人課税班の教授として、2年間勤務し、主に2つの研修を担当しておりました。

一つは、国税専門官採用試験による新規採用者を対象として実施している3か月間の専門官基礎研修です。「社会人としての良識や公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させる。」ことを目的とし実施しているもので、税法科目に限らず、応接マナーや接遇マナーの班別会同（ゼミ）などを行っておりました。

もう一つの研修は、専門官基礎研修修了後2年間（当時は3年間）の税務署での実務経験を経た職員等を対象として実施している7か月間の研修です。専科研修といいまして、「専門官職として必要な知識・技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野・高い識見、的確な判断力等を身に付けさせる。」ということを目的として実施しているもので、私は、税法等の講義や班別での討議（ゼミ）などを行っておりました。

当時は、いずれの研修も全国から約1,000人の研修生が埼玉県和光市にあります研修所に集まって行われておりました。

税法等を学んだりするだけではなく、全国に同じ志を持った仲間もできますので、研修生にとりましても、とても貴重な機会であると思います。

それから、自分の教え子といいますか研修生がそれぞれの職場で成長し、活躍している姿を見たり、聞いたりすることは、とても喜ばしくうれしいことですし、私自身としても

大きな励みとなり、私の財産の一つです。

国税の職場は、このように充実した多数の研修がしっかりと確立されており、自身のキャリアアップや成長が感じられる職場であり、また、人事面や福利厚生面も充実しておりますし、ワークライフバランスの推進などにも積極的に取り組んでおります。

また、経済社会の変化にも柔軟に対応し、絶えず進化し続ける組織を目指し、チームワークで高いパフォーマンスを発揮している組織でもあります。とてもやりがいのある魅力に溢れた職場でありますので、是非とも、皆様の親族や友人・知人の方に国税の職場を紹介していただければと思います。

■ 去年は、税務相談室に勤務されていたと伺いましたが？

はい、税務相談室で室長を務めておりました。

税務相談室は、「国税の制度や法令等の解釈・適用等に関する納税者等からの自発的な問合せ」を税務相談と位置付け、電話等での税務相談に対応している部署であります。

税務相談への回答に際しては、親切・丁寧な応対で、相談者の理解が得られるようにできるだけ平易な言葉で分かりやすい説明に心掛け、的確で迅速な回答に努めています。

また、電話を受けた際には、国税庁ホームページの案内やタックスアンサー（よくある税の質問）・チャットボット（税務職員ふたば）の利用なども納税者の方に案内しており、納税者自身による自己解決が図られるようサポートしております。

そして、1本でも多くの税務相談に対応し、納税者利便の向上に資するよう相談室職員一体となって取り組んできております。



飯田 永介 広報委員長

周知のとおり、国税組織においては、納税者がスマホやパソコンなどから簡単に手続きを行うことができる環境を構築し、加えてタックスアンサーやチャットボットなどそのデジタル手続きを補完するツールについても利便性の向上を図ってきております。そして、更に使い勝手の良いサービスを提供することを目指しています。

これからも、国税が目指しております「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向け、納税者目線をこれまで以上に重視して、全体として最適となるように各種施策に取り組んでいきます。

日本橋税務署長としての抱負をお聞かせください。

職員には、まずは、出会いを大切に、網紀の厳正な保持を強く意識しつつ、明るく伸び伸びと職務を遂行してほしいと思っています。そして、謙虚に、自己研さんにも励みながら懸命に職務を遂行してほしいと思います。

「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」という国税庁の使命と「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収を実現する。」という任務を果たすため、職員一丸と

なって取り組んでいきたいと思っています。

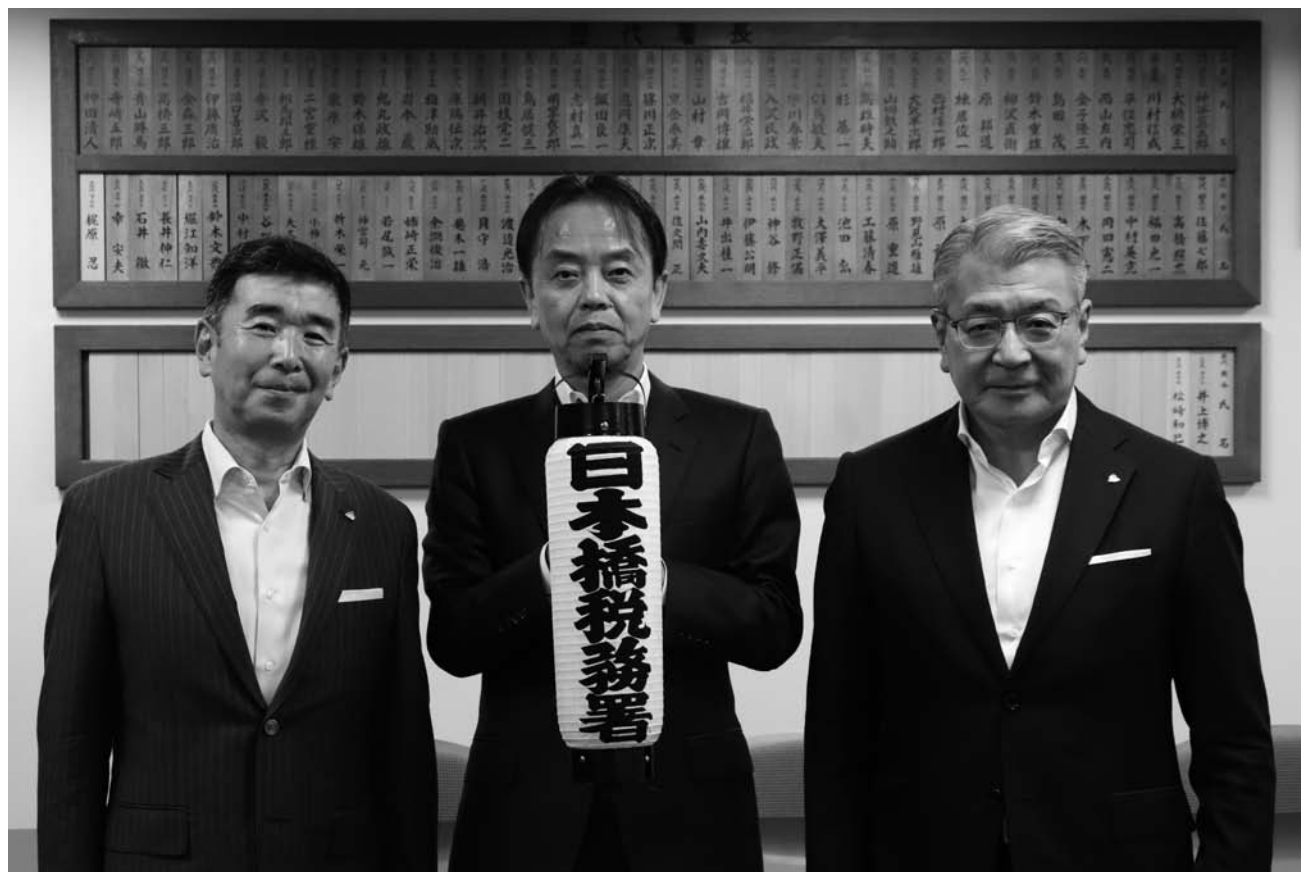
日本橋署管内の印象や日本橋法人会に対する希望やメッセージをお願いいたします。

地域への深い愛情と地域に対する誇り、活気があって、伝統を維持しつつ新たなことにも果敢に取り組んでいくという気概を感じております。

日本橋法人会は、各種の研修会・説明会の開催等を通じて、会員の納税意識の高揚や税知識の普及、会員企業や地域・社会の発展にも寄与されており、税の良き理解者として、税務行政を大きく支えていただいております。三田会長をはじめ役員や会員の皆様のご尽力やご支援に改めて、深い感謝と敬意を表します。

私としては、今後とも日本橋法人会の各種行事に積極的に参加させていただき、様々な機会を通じて、率直で建設的な意見交換などをさせていただき、協調関係の更なる充実に微力ながら尽くしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、まこて、あいがとさげもした（誠に、ありがとうございました）。
おやっとなさあでした（お疲れ様でした）。



にほんばしうまいものめぐり



日本橋
いづもや

日本橋いづもや



◎三番叟コース
様々な鰻料理が食べられる鰻料理のフルコース「三番叟(さんばそう)コース」



◎ときわ御膳「鼓」
お座敷でいただく江戸前のうなぎ。
うなぎ1匹分使用。



◎蒲の穂焼き
昔の鰻の食べ方で、使用する調味料は塩のみ。
鰻が魚だったと思わせる旨味が際立つ逸品です。

醤油のみで焼いた「生醤油焼き」、鰻で魚醤を作り、それを鰻に塗って焼き上げた「いづも焼き」、そして丸のまま焼いた昔の食べ方「蒲(がま)の穂焼き」など、日本橋いづもやにしかないうなぎ料理をご堪能ください。



◎本館お座敷
お座敷は本館別館共に全部屋が畳に椅子とテーブル。
時間が経つのも忘れてごゆっくりお過ごしください。

日本橋いづもや本店・別館
東京都中央区日本橋本石町3-3-4
営業時間《月曜～土曜》
11:00～14:00(L.O.13:30)
17:00～21:30(L.O.20:30)

日本橋いづもや三越店
東京都中央区日本橋室町1-4-1
日本橋三越本店 地下1階
1月1日は休業
(営業時間は日本橋三越本店の営業時間に準じます)

第53回 名橋「日本橋」橋洗い開催

日本橋の夏の風物詩、「名橋『日本橋』を洗う会」が7月27日(日)に開催され、当会も社会貢献委員会、青年部会、女性部会役員を中心に参加しました。



是非、この機会に会員専用ページにご登録ください！
役立つ情報や、お得な情報をゲットしよう！

日本橋法人会報「にほんばしかわら版」が 電子書籍でもお読みいただけます！！

日本橋法人会では、会員様のご要望にお応えし、また、当会でも取り組んでいるSDGs活動の一環である森林減少抑制と環境保全のため、紙媒体ではなく電子書籍でも会報をお読みいただけるようになりました！

電子書籍の場合…

- ♪ 会報・研修会等の情報が更に早く入手可能！
- ♪ なんと発刊第一号から最新号までいつでも閲覧可能！
- ♪ スペースパフォーマンスも上がる！

今後、日本橋法人会報「にほんばしかわら版」を電子書籍で閲覧希望の場合、
下記にご記入の上、HP又はFAXにてお申し込みください。
(FAX03-3663-3307)

日本橋法人会報「にほんばしかわら版」を

☐ 電子書籍で閲覧を希望する

法人名

住所

TEL

担当部署・担当者名

◇電子書籍で閲覧方法

当会HPの会員専用サイトにご登録の上、会員専用サイトの「会報ライブラリー」からお読みください。

以後、紙媒体の会報の発送は致しませんが、お入用の場合、適宜発送致しますので事務局にご連絡ください。



日本橋法人会 HP



会員専用ページ



「にほんばしかわら版」新春号 名刺広告 大募集！



代表取締役社長 三田 芳裕
〒103-0007 中央区日本橋浜町2-31-1
☎ 03 (3660) 3939

税理士 日本橋 太郎

〒103-0014 中央区日本橋蛸殻町1-10-7
☎ 03 (3667) 1736

法人 華子

〒103-0014 中央区日本橋蛸殻町1-10-7
☎ 03 (3667) 1736

名刺広告見本 サイズ=W56mm H24mm

「にほんばしかわら版」新春号では本年度より祝賀名刺広告を募集しております！
ご希望の方は下記の広告申込書にご記入の上、事務局までお申し込みください！

《申し込み方法》

1. 下記、申込書に必要事項をご記入の上、メール又はFAXにてお申し込みください。
メールでのお申込みは、本文に必要事項をご記入ください。
2. 広告申込書が届き次第、事務局からご連絡致します。(掲載内容等確認)
3. 掲載料(1枠10,000円※)を指定口座にお振込みください。
4. 入金確認後、初校を作成致します。 ※マーク・指定書体使用の場合、1枠12,000円

名刺広告申込書

会社名 _____

連絡先 _____

ご担当者 _____

広告掲載内容

掲載を希望しない項目は空欄にしてください。

住 所 _____

会社名 _____

役職・氏名 _____

電話番号 _____

マーク・指定書体を使用の場合、データーをメールでご入稿ください。

(注) 掲載順序は申込順です。定数に達次第、締め切らせていただきます。

【協賛金振り込み口座】 みずほ銀行小舟町支店 当座預金 0019738
口座名:公益社法人日本橋法人会

【送信先e-mail】 kanri_01@nihonbashi-hojinkai.or.jp

【FAX】 03-3663-3307

【連絡先】 公益社団法人日本橋法人会事務局 TEL03-3667-1736

e-Tax申告法人の 4社に3社がALL e-Taxです！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費の削減



法人税の電子申告のQ&A

01

添付書類を含めたe-Tax（ALL e-Tax）の利用はどのくらい進んでいますか？

e-Taxで申告した法人の4社に3社が、ALL e-Taxです。

02

e-Taxで送信できる添付書類のデータ形式は決まっていますか？

法令により、提出する書類ごとにデータ形式が定められています。

◇財務諸表 XBRL形式・CSV形式
◇勘定科目内訳明細書 XML形式・CSV形式

※ 上記の添付書類はPDF形式による提出が認められていません。

03

CSV形式で財務諸表を作成し、e-Taxで送信する方法を教えてください。

「国税庁動画チャンネル」に動画を掲載しています。

※ 財務諸表データの提出方法については裏面をご覧ください。

YouTube
「国税庁動画チャンネル」



—中央都税事務所からのお知らせ—

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」(減価償却資産)で、東京都が導入推奨機器として指定したもの* (指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。) *空調設備(エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機) *照明設備(LED照明器具、LED誘導灯器具) *小型ボイラー設備(小型ボイラー類) *再生可能エネルギー設備(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)
減 免 額	設備の取得価額(上限 2,000 万円)の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、(法人)翌事業年度等、(個人)翌年度の事業税額から減免可
対象期間	(法人)令和13年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 (個人)令和12年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限(申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日)までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは東京都主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & A も掲載しています。



【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - ・中央都税事務所 法人事業税・個人事業税担当
 - ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
 - ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - ・地球温暖化対策報告書制度 受付窓口 03-5388-3433
 - ・導入推奨機器 03-5990-5087



中央都税事務所 03-3553-2151 (代表)

個人住民税額（特別区民税・都民税）の試算がインターネットでできる

「個人住民税額シミュレーション」 サービスをご利用ください!!

◆サービス内容

ご自身のパソコンやスマートフォンでホームページにアクセスし、インターネット上に表示されたフォームに、給与や年金の源泉徴収票の内容、そのほかの所得・控除等を入力していただくと、個人住民税額を試算することができます。ふるさと寄附金額の目安を試算することも可能です。

※ふるさと寄附金による寄附金税額控除は、ふるさと寄附を行った年の収入、所得及び控除に基づいて控除額が計算され、その翌年度の個人住民税から控除される制度です。本シミュレーションでは、令和7年度または令和6年度の個人住民税額を試算し、その税額をもとに目安額を試算しますので、実際の計算結果とは異なる可能性があります。試算額はあくまで参考としてご利用ください。

◆アクセス方法

「中央区ホームページ」

（トップページ ⇒暮らし・手続き ⇒税金 ⇒住民税 ⇒税額の計算
⇒個人住民税額シミュレーション）

URL <https://www.city.chuo.lg.jp/a0009/kurashi/zeikin/juuminzei/zeigaku/simulation.html>

スマートフォンの方は、こちらの二次元コードからお入りください。



◆お問い合わせ先

中央区総務部税務課課税係 Tel 03-3546-5270

ぜいきんクイズ

下記の要項でご応募下さい。正解者には10名に図書カード(1,000円相当額)を差し上げます。

<応募方法>

官製はがき、又は下記のFAX応募用に答(①・②・③のいずれかの記号で答える)と、会社名・所在地・所属部課・氏名をご記入の上、ご応募下さい。

なお、官製はがきの場合は、「秋季号(第260号)の答」と明記し、問を解答して下さい。

あて先

〒103-0014

中央区日本橋蛸殻町1-10-7

蛸殻町ビル

公益社団法人日本橋法人会事務局

FAX(3 6 6 3) 3 3 0 7

締切日

2025年 11月 30日

(当日消印有効)

発表

新春号(第261号)当会報誌上

(2025年 12月末発行)

(問)

令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除額が改正されました。

今回の改正により、令和7年分の合計所得金額が132万円以下の場合の基礎控除額は次のうちいくらでしょうか。

① 48万円

② 58万円

③ 95万円

夏季号税金クイズ(259号掲載)の解答

夏季号(第259号)税金クイズの解答は、次のとおりです。

【解答】 ③

世界で初めて所得税を導入したのは、18世紀末のイギリスです。1799年にナポレオン戦争の戦費を補うために創設されたそうです。

日本では1887年に導入されました。

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

詳しくは、国税庁ホームページをご参照ください。

【国税庁ホームページ】

令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について



(URL: <https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>)

抽選結果発表

当会報夏季号(259号)に掲載した税金クイズの抽選結果を発表します。

厳正なる抽選の結果、下記の方々が当選されました。おめでとうございます。

飯田 雅代

門脇 恵子

千 速 進

手 塚 翠

山田 光治

折 笠 泉

鈴木 英樹

寺内 章子

松谷 華江

渡辺 陽子

FAX 03 (3663) 3307 日本橋法人会事務局

秋季号(第260号)の答 (FAX応募用)

答 ① ・ ② ・ ③ (いずれか正解に○をしてください)

会社名 _____

氏 名 _____

所在地 _____

所属部課 _____

法人会への
メッセージ



日本橋署新旧幹部職員名簿

令和 7年 7月 10日現在

職 名	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	松崎 和巳	局・総務部・税務相談室・室長	井上 博之	(退職)
副署長(総)	永吉 克也	(留任)	永吉 克也	(留任)
副署長(法調)	青木 友和	関信局・課税2部・法人課税課・課長補佐	西 公	税大和光・総合教育・教授
指管運特官	山口 敏彦	(留任)	山口 敏彦	(留任)
指法特官(総括)	寺田 裕	本所・特官(法人)・特官	衛藤 陽三	京橋・特官(法人)・特官
指法特官	明石 守雄	(留任)	明石 守雄	(留任)
指源特官	清 裕治	麴町・法人1・統括官	冷川 慎司	中野・特官(法人)・特官
総務課長	根岸 彰	(留任)	根岸 彰	(留任)
管運特官	葛西 就二	麻布・管運1・統括官	山口 俊幸	松戸・管運・上席 役職定年
管運統括	濱田 孝	茂原・管運・統括官	中村 裕	江戸川北・管運・統括官
徴収統括	戸篠 百合子	(留任)	戸篠 百合子	(留任)
個1統括	土山 雅之	玉川・個人2・統括官	菊池 賢一	荒川・個人1・統括官
個2料統括	船田 元子	(留任)	船田 元子	(留任)
法人特官	多田 茂雄	千葉東・特官(管運)・特官	小林 哲夫	船橋・法人・上席 役職定年
法人特官	上野 綾子	(留任)	小宮山 信弘	(退職)
法人特官	橋口 泰明	(留任)	上野 綾子	(留任)
法人特官	本多 浩行	(留任)	橋口 泰明	(留任)
法人特官	恵 和日露	江東西・法人1・統括官	吉田 勝彦	麴町・法人・上席 役職定年
法人特官	日俣 成章	千葉西・法人1・統括官	本多 浩行	(留任)
法人特官	芝田 隆征	(留任)	芝田 隆征	(留任)
法特官連調官	日高 崇	(留任)	日高 崇	(留任)
源泉特官			磯 美奈子	品川・特官(源泉)・特官
法1統括	保坂 津義	成田・法人1・統括官	櫻井 吾朗	千葉南・総務・総務課長
法連調官	徳田 智史	木更津・法人1・総括上席	福住 武大	西新井・法人4・統括官
法2統括	東山 秀子	(留任)	東山 秀子	(留任)
法3統括	白井 恵子	(留任)	白井 恵子	(留任)
法4統括	人吉 崇行	品川・特情官	平野 克幸	荒川・法人1・統括官
法5統括	和田 欣也	船橋・法人4・統括官	渡部 幸広	王子・法人・上席 役職定年
法6統括	寶村 和典	庁・相互協議室・審査企画1係長	田中 寛之	江戸川北・法人5・統括官
法7統括	大村 一清	(留任)	大村 一清	(留任)
法8統括	坂井 一夫	(留任)	坂井 一夫	(留任)
法9統括	藤森 聡	局・課税2部・法人課税課・源泉審査指導係長	今野 一男	庁・相互協議室・企画専門官
法10統括	上坂 貴世	局・課税2部・統括国調査官付・主査	橋本 恭一	局・査察部・統括官付・主査
国際専門官(法人)	和気 拓男	局・調査3部・統括官付・主査	本間 昌智	京橋・国際官(法人)・国際官
国際専門官(法人)	片桐 江利子	(留任)	片桐 江利子	(留任)
国際専門官(源泉)	小田 貴志	(留任)	小田 貴志	(留任)
審理専門官(法人)	中嶋 隆浩	(留任)	中嶋 隆浩	(留任)
審理専門官(源泉)	鎌田 晃	甲府・法人2・統括官	赤川 寿治	千葉東・審理専門官(源泉)・審専門
課長補佐	大橋 美希	(留任)	大橋 美希	(留任)
総務係長	藤井 朋紀	木更津・総務・総務係長	成松 栄太郎	局・総務部・企画課・納税者サービスPT
会計係長	蓮見 貴志	日本橋・総務・主任	谷元 友里	品川・総務・会計係長

日本橋法人会の今後の予定

開催日	行 事 内 容	会 場	開始時刻
令和7年10月20日(月)	e-Tax・eLTAX 研修会	法人会研修室	13:30～14:30
令和7年10月22日(水)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和7年10月23日(木)	10月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和7年10月24日(金)	救命救急講座	日本橋消防署	13:00～16:30
令和7年10月29日(水)	源泉所得税の改正点と年末調整研修会	東実健保会館	13:00～15:00
令和7年11月12日(水)	「税を考える週間」ハネルディスカッション 「伝統と革新のあいだで ～若きオーナーが語る食のこれから～」	東実健保会館	14:30～
〃	第15回税の絵はがきコンクール表彰式	東実健保会館	ハネルディスカッション 終了後～17:00
令和7年11月12日・13日	会員限定イベント「千疋屋総本店 フルーツ食べ放題」	千疋屋総本店 デームテール	18:00～21:00
令和7年11月12日・19日	消費税の体系を学ぶ講座(全2回)	法人会研修室	15:00～17:00
令和7年11月19日(水)	11月決算法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00
令和7年11月26日(水)	1～3の部地区合同研修会・座談会	横山町奉仕会	11:00～13:30
令和7年11月26日・12月3日	決算(会計応用)講座(全2回)	法人会研修室	15:00～17:00
令和7年11月27日(木)	日本橋消防署長 防災研修会・交流会	東実健保会館	16:00～18:15
令和7年12月5日(金)	12月決算法人説明会	東実健保会館	13:30～16:00
令和7年12月9日(火)	新設法人説明会	日本橋税務署	13:30～16:00

「無料税務・労務相談」「無料法律相談」は水曜日開催中(隔週)。

詳細が決定次第、ホームページにUPいたします。是非ご覧ください!!

※日程・会場等変更になる場合がございますので、お申し込みの際には事務局に必ずご確認ください

最新の情報はホームページをご覧ください!!

日本橋法人会

Q 検索



編集後記

「にほんばしかわら版」第260号・秋季号は、日本橋税務署定期異動に伴う新旧税務署長並びに幹部の皆様のご挨拶から始まり、特別インタビュー「新署長に聴く」では、ご着任早々の松崎和巳税務署長と広報担当宮城副会長の誌上対談を掲載しました。新署長が歩んでこられた税務行政の多岐にわたるご公務のことや、税務大学校での研修内容や意義などを興味深く伺いました。ご出身の鹿児島愛に溢れたお話しも楽しく聞かせていただきました。おやっとさあでした。

日本橋の夏の風物詩となった“名橋「日本橋」橋洗い”のスナップからは猛暑の中、皆さん元気一杯に日本橋を磨き上げている和気藹々とした様子が伝わってきます。

今回の“にほんばしうまいものめぐり”はご存知、鰻の名店「日本橋いづもや」さんです。この店オリジナルの「生醤油焼き」「いづも焼き」「蒲の穂焼き」は鰻の奥深さが堪能できる逸品。定番メニューも熟練の技、丁寧な仕事ぶりが光ります。ぜひ一度ご堪能下さい。

日本橋税務署からのお知らせは「e-Tax」のさらなる推奨と説明。署の人事異動一覧、都税事務所、中央区からのご案内も大事な情報ですので、あわせてお目通しください。

新体制となった広報委員会一同、これからも会報のさらなる充実を目指し努力して参ります。ご支援の程よろしくお願い申し上げます。

広報委員長 飯田 永介

にほんばし かわら版

令和7年秋季号

第260号(通巻303号)

発行所 中央区日本橋蛸殻町1-10-7

公益社団法人 日本橋法人会

電 話 (3667)1736・1737

E-mail:support_1@nihonbashi-hojinkai.or.jp

発行人 会 長 三田 芳裕

編集人 広報委員長 飯田 永介



手取り半べん・蒲鉾・
伊達巻詰合せ
5,200円(税抜)



おでん種詰合せ
5,650円(税抜)

●全国配送承ります。
(クール宅急便・送料1,100円)

創業元禄元年

日本ぶし 神茂 半べん 蒲鉾

〒103 東京都中央区日本橋室町1-11-8
-0022 TEL 03(3241)3988(代)
FAX 03(3279)3776(代)
☎0120-24-3987

こころを贈る



石臼ですり上げた身で
つつ丹念につくられた
「神茂」のおでん種
江戸の昔より
変わらぬ味を守り継いできた
職人たちの心いき。
それは時が移った今も
変わりません



従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2025-0008(2025年7月29日)P6965

資料請求
お問合せは

TTK 公益 財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikeio.or.jp>

